

はじめに

「ひびきあい『日野のたから』を未来につなぐ 自治の力で輝くまち」をめざして

私たちの日野町は、昭和30年に1町6村が合併し、55年余が経ちました。これまで、先人の方々と住民の皆さんのご努力により、様々な生活・産業基盤の整備が進みました。さらには、永年の積み重ねによって自治の気風が築き上げられ、地域や町全域を通じた住民の皆さんの自主的な活動が盛んに行われ、着実な歩みを続けてきました。

さて、わが国では、少子高齢化が進行し、総人口の減少がほぼ確実なものとなっています。経済成長とともに都市への人口・経済集中が進む中、人と人との絆が薄れ、地域経済の持続性や地域での安全・安心の確保が困難になってきました。また、国民の所得格差と相対的貧困が拡大し、戦後日本が描き続けてきた人口増加と経済成長による社会発展という構図は、もはや成り立たなくなっています。

さらに、私たちは便利な暮らしと引き換えに環境保全や地球温暖化防止の問題を抱え、異常気象による自然災害の激甚化、感染症の流行等、人知を超える力を思い知らされ、早急な対応を迫られています。

今、日本の社会では、競争や効率が最優先される社会から、人と人の絆が大切にされ安心してくらせる社会、一人ひとりが輝き人として大切にされる社会をつくろうという国民の願いが強くなっています。

こうした中、日野町では、町の今後10年間のあるべき姿を求め、持続的な発展をめざしていくため、第5次日野町総合計画の策定に取り組んできました。計画策定にあたっては、町民アンケート調査やまちづくり懇談会による多くの意見をもとに総合計画懇話会で議論し、提言をいただきました。

この過程では、かつてない多くの住民の皆さんの参加と学び、気づきあい、議論の発展がありました。また、町職員も多くのことに気づき学ばせていただき、住民の皆さんとともにまちの将来像を紡ぎだすことができました。

めざす将来像は、「ひびきあい『日野のたから』を未来につなぐ 自治の力で輝くまち」です。人と人、人と自然が響き合い地域のコミュニティや文化、産業を発展させていこう。人、自然、地域の誇りとめぐみを再発見し、日野の「たから」として未来につないでいこう。地域を良くするために自分たちで考え行動し、キラリと輝く日野町をつくっていこうという強い思いが込められています。今後はこの総合計画をもとに、普遍性をもって、住民が主人公のまちづくりを進めていくことになります。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました総合計画懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた町民の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けて、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

日野町長 藤澤 直広

目次 contents

はじめに	1
目次	2

第1部 序論 5

第1章 総合計画の策定にあたって	6
第1節 計画策定の背景	6
第2節 計画策定の目的	6
第3節 計画の位置づけ	6
第4節 計画の構成と計画期間	7
第5節 計画策定の方法と体制について	8

第2章 日野町の特性	10
第1節 日野町の位置	10
第2節 日野町の歴史	11
第3節 日野町の自然環境	11
第4節 日野町の産業	12

第3章 社会の潮流と前総合計画の評価	14
第1節 日野町を取り巻く情勢	14
第2節 第4次総合計画の評価	16

第4章 人口の推移と土地利用	18
第1節 日野町の人口	18
第2節 土地利用の基本的な方向性	20

第2部 基本構想 23

第1章 日野町のめざすべき姿	24
第1節 日野町の将来像	24
第2節 日野町の基本方針	25
第3節 第5次総合計画の体系	26
第2章 まちづくりの基本方針	28

第3部 基本計画 39

◇基本方針：ともにいきる安心ささえあいのまち	42
政策① 認めあい、ともに進める自由で垣根のないまちづくり	42
政策② 誰もがいつまでも輝いて生きるまちづくり	50
政策③ 助けられたり助けたり、おたがいさまのまちづくり	56
◇基本方針：子どもがはつらつと育つまち	60
政策④ 子育て・子育ち・親育ち、みんなで支えるまちづくり	60
政策⑤ 豊かな心・生きる力の育成と学力向上をめざすまちづくり	64
◇基本方針：誰もがすこやか元気に暮らすまち	68
政策⑥ ころとからだの健康づくり推進のまちづくり	68
◇基本方針：三方よしで未来につなぐ楽市楽座のまち	74
政策⑦ 輝くきぎょう（企業・起業）と仕事のあるまちづくり	74
政策⑧ まちのたからを活かした楽しい農・林・商・工が拓く生き活きとしたまちづくり	78
◇基本方針：自然と文化をみんなでまもるまち	94
政策⑨ 清らかな自然をまもりはぐくむまちづくり	94
政策⑩ 暮らしの風景をまもりはぐくむまちづくり	104
◇基本方針：安心をみんなで作って住みたくなるまち	106
政策⑪ 安心なまちづくり	106
政策⑫ 快適で便利なまちづくり	112
◇基本方針：学びあいみんなではぐくむ自治のまち	118
政策⑬ 再発見、近江日野の歴史と文化に愛着と誇りを持てるまちづくり	118
政策⑭ 誰もが学びあえるまちづくり	124
政策⑮ 創造の文化がいきづくまちづくり	132
政策⑯ 出会いと発見、私たちが考えつくる進取のまちづくり	136
◇行政の取り組み：自治をかなえる町の運営を進める	146
自治をかなえる町の運営を進める	146

目次 contents

資料編 153

◇アンケート調査結果（一般）（抜粋）	154
・施策の充足度と優先度によるポートフォリオ分析	154
・協働のまちづくり進行の必要事項	155
・日野町がめざすべき将来像	155
◇第5次日野町総合計画策定の経過	156
・住民等アンケート調査	156
・各地区まちづくり懇談会等の開催	156
・まちづくり講演会の開催	156
・総合計画懇話会の開催	157
・未来フォーラムひのの開催	158
・パブリックコメント手続きの結果	158
・行政内会議	158
・中間提言及び提言	160
・委員会等設置要綱	161
◇用語の説明	164

第1部 序論



第1節

計画策定の背景

本町は、平成13年度に「空と大地と人が輝くふるさと未来都市の創造」をまちの将来像として掲げた第4次日野町総合計画を策定し、「人権と福祉」のまちづくりを進めてきました。

平成14年ごろからは、地方自治を取り巻く情勢はめまぐるしく変化し、全国各地で市町村合併の動きが活発になりました。本町も3度にわたる合併協議を行いました。合併はせず、住民が受身の立場でなく、住民が主人公の「日野町」として今日に至っています。平成16年度には、国の「三位一体の改革」が行われ、その影響により地方財政を取り巻く情勢は大きく変化し、本町でも大幅な交付税の削減をはじめ、厳しい財政状況に直面することとなりました。

こうした中で、平成17年12月には「自分たちのことは自分たちで決めて行動する」という理念に基づき、持続的に発展できるまちづくりをめざした「日野町自律のまちづくり計画」を策定しました。平成18年3月には、行政改革懇談会の答申にある「自分たちの税金を自分たちで使い地域に役立つ喜び＝民主主義の実感」をめざし、「住民の視点での行政運営の継続」を目的とした「日野町行政改革大綱」を策定し、まちづくりを進めてきました。

現在、日本の社会は、一人ひとりが輝き、人として大切にされる社会をつくろうという国民の願いが強くなっています。今後は、少子化や高齢化が進行し、総人口の減少がほぼ確実なものになると予想されています。このような状況のもとで、地域経済の持続性や地域の安全・安心の確保、格差と貧困の解消、環境保全や地球温暖化の防止など、多種多様な課題に対応するため、町の行政能力を向上させなければなりません。国家的財政危機の中で、地方財政をめぐる状況も厳しさを増しており、健全な財政運営に努めなければなりません。

本町では、このような状況の中で、まちのあらゆるものが交流し、高めあい、人や自然などまちのさまざまな資源が輝き続ける、住民が主人公のまちづくりを行っていきます。

第2節

計画策定の目的

本計画は、住民や行政、企業・事業所、団体などあらゆる主体が、ともにまちの課題を考え、まちの将来像を明らかにし、その実現に向けた取り組みを進めていくための指針とします。

第3節

計画の位置づけ

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定*に基づき策定するものです。

本計画は、まちの将来像とその実現のための基本方針や政策・施策を示し、これからの10年間のまちづくりの指針として、まちの最上位計画に位置づけられます。本町では、本計画に基づき、あらゆる政策・施策を総合的かつ計画的に展開します。また、未来につながる地域づくりとともに効果的かつ効率的な行政運営を進めます。

***地方自治法第2条第4項**

…市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

1. 住民と日野高校生に対するアンケート調査の実施

住民の現在の生活環境や将来のまちづくりの方向性についての意見を調査し、新しい総合計画の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。アンケート調査は、一般住民と日野高校の3年生を対象に実施しました。

2. 町内全地区と団体の代表者によるまちづくり懇談会の開催

これまでのまちづくりを振り返り、本町の資源や課題の発見と今後の方向性を検討するため、地区から推薦いただいた住民（1地区20～30名程度）によるまちづくり懇談会を7地区で2回ずつ開催するとともに、各種団体の代表者によるまちづくり懇談会を延べ4回開催しました。まちづくり懇談会では、まちの「強み」「弱み」を発見し、「強みを伸ばす方法」と「弱みを解決する方法」を地区住民や団体の代表者と行政の職員が一緒になって話し合いました。

3. 総合計画懇話会による計画の体系の検討

総合計画懇話会は、住民アンケートや各地区・各種団体のまちづくり懇談会などでの多くの住民の皆さんのご意見や想いをもとに、第5次総合計画でめざすまちづくりを検討し、町長へ提言いただく組織として設置しました。懇話会は、町長より委嘱を受けた24名の住民等(内公募委員10名)で構成され、平成21年10月から住民の視点から活発な議論を積み重ね、まちの将来像と基本方針、そして、それらを実現するための政策や施策について、延べ39回に及ぶ議論を重ねまとめられ、提言書として報告いただきました。

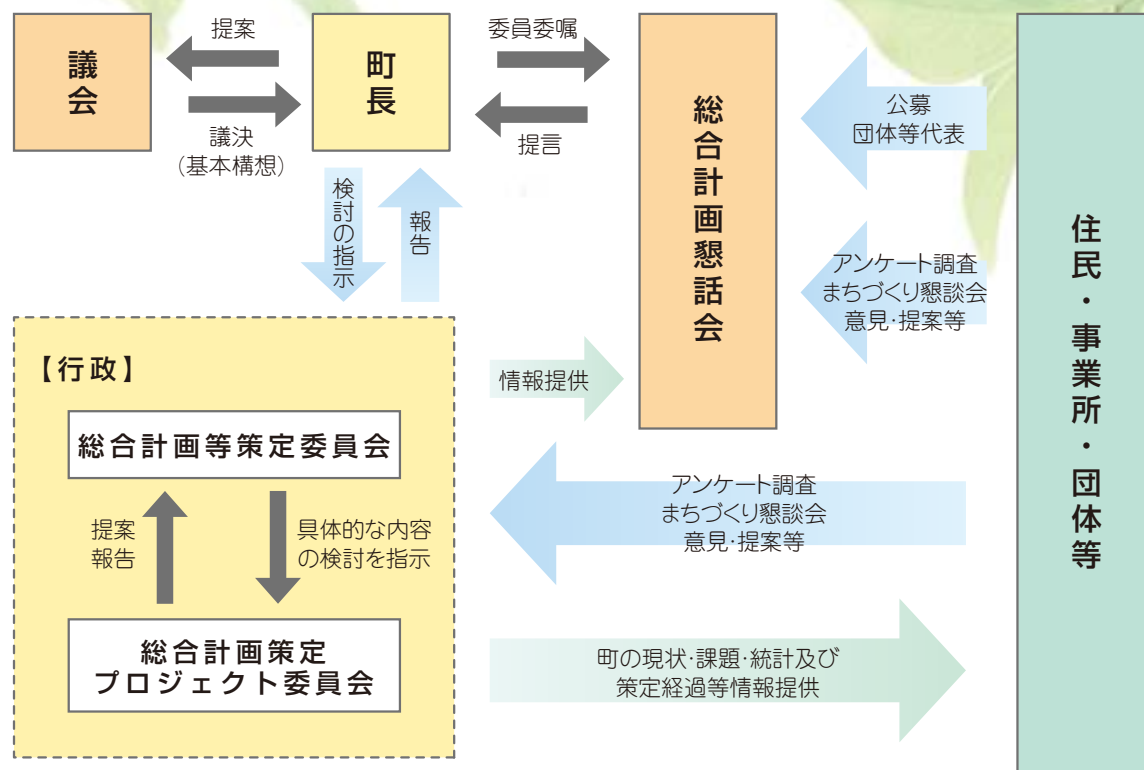
4. 話しあいと交流による計画の策定

本計画は、住民のみなさんの話しあいの積み重ねにより、つくられたものであることが特徴です。各地区まちづくり懇談会や各種団体のまちづくり懇談会には、職員も参加する中で、情報共有を含め、話し合う場をできるだけ多くもちました。平成21年10月には、まちづくり講演会を開催し、新たなまちづくりに向け住民の気運の醸成を図りました。

懇話会における提言書の作成に向けた話しあいの過程では、懇話会での議論は行政へ、行政の議論は懇話会へフィードバックし、相互に議論する中で、交流と情報の共有を積極的に行いました。さらに、直接、職員と懇話会との意見交換会を実施するなど、活発な議論を重ねました。懇話会で議論してきた中間提言書をより確かなものとするため、平成22年7月に「未来フォーラムひの」を開催し、広く住民の皆さんに周知するとともに、ご意見をいただきました。

こうした「話しあいと交流の積み重ね」による策定が、本計画の特徴です。

5. 計画策定の体制



住民、事業所・企業、団体など

できるだけ幅広く意見・提案をいただくために、アンケート調査及びまちづくり懇談会を実施
アンケート調査：20歳以上の住民2,514人を対象に実施（回収率50.4%）－平成20年11月7～25日
 日野高校3年生144人を対象に実施－平成20年11月
まちづくり懇談会：町内7地区において2回ずつ実施（延べ273人）－平成21年6～8月
 各種団体からの推薦者により4回実施（延べ57人）－平成21年9月

町長へ提言いただく組織として、総合計画懇話会を設置

総合計画懇話会：公募、学識経験者、各種団体の代表等－平成21年10月28日～平成22年12月10日
 アンケート調査やまちづくり懇談会の意見等をもとに総合計画（基本構想・基本計画）の策定に向けて検討・提言

行政

全庁的取り組み組織として、総合計画等策定委員会と総合計画策定プロジェクト委員会を設置

総合計画等策定委員会：副町長、教育長、主監・課長級
 総合計画の原案・案の協議・決定

総合計画策定プロジェクト委員会：課長補佐・主任・主査級
 各課協議の推進、原案・案の協議検討、策定委員会への提案等

日野町の特性

第1節

日野町の位置

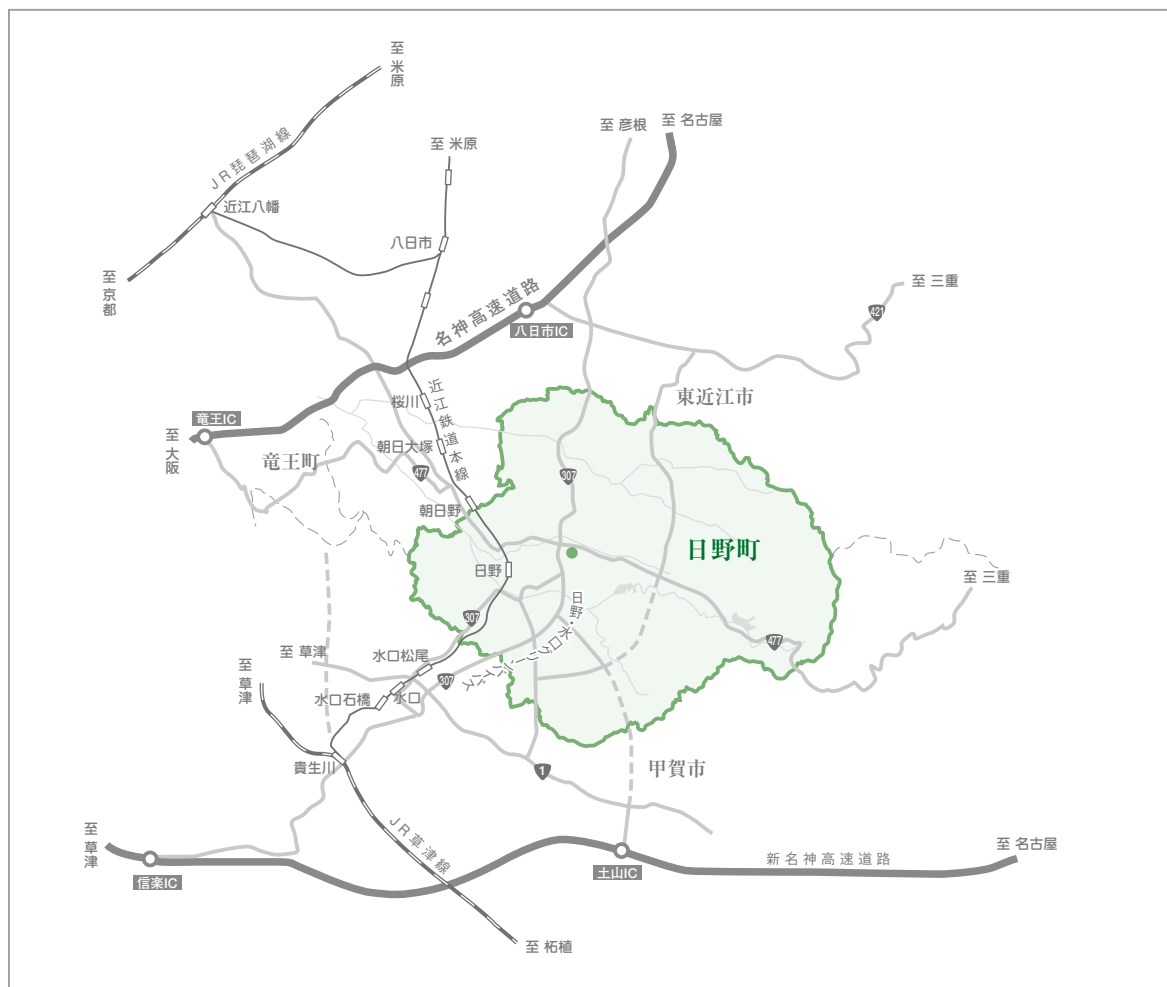
本町は、滋賀県の東南部、鈴鹿山脈の西麓に位置し、東西14.5 km、南北12.3 km、総面積117.63 km²で、綿向山から発する日野川沿いの日野溪と竜王山から発する佐久良川沿いの桜谷に集落や耕地が分布し、米作を中心とした穀倉地帯を形成しています。

町域の北は東近江市、南は甲賀市と境を接しており、半径50 km圏内に、京都市、四日市市、大垣市等があります。また、100 km圏内には、大阪市、岐阜市、名古屋市等、京阪神・中京圏や敦賀市、舞鶴市の若狭地方、伊勢市、鳥羽市等があります。

交通は、南北に国道307号が縦断し、東西には、国道477号が横断しています。これらの主要道から、名神高速道路の八日市ICや竜王ICへ、また、新名神高速道路の信楽ICや土山ICにアクセスでき、車があれば比較的便利な場所に位置しているといえます。

一方、公共交通機関については、近江鉄道と近江バスがJRにアクセスするための手段となっています。

■日野町の位置図



第2節

日野町の歴史

その昔、日野町域は「遺匱辻（ヒサノ）」「檜物庄（ヒモノノショウ）」と呼ばれ、また「日野牧」が設置されたことが町名の由来と伝えられています。

天智天皇の時代には、蒲生郡に百済国（現韓国）から多くの人々が渡来しています。その中心的人物である「鬼室集斯」を祀る鬼室神社が大字小野にあります。

鎌倉時代から戦国時代にかけては蒲生氏によって支配され、現在の日野の市街は、大永3年（1513年）蒲生氏が中野城（日野城）を築き、蒲生定秀が天文年間（1532年～1554年）初頭に町割をしたと伝えられ、蒲生氏によって、現在の日野町の中心地の基盤が築かれました。その孫にあたる氏郷は、織田信長のもと、多くの戦いで活躍し、信長の娘（冬姫）と結婚しました。その後の豊臣秀吉の時代には、伊勢松ヶ島（現三重県松阪市）へ、そして会津黒川（現福島県会津若松市）へと転封、徳川家康や前田利家といった大名と肩を並べるほどの大名となりました。

蒲生氏が日野を去った後、江戸時代になると人々は特産の日野椀や薬の行商をしながら全国へ進出し、以後、日野商人の名で知られるようになりました。日野商人たちの勤勉、質素、倹約の精神と、公共奉仕を大切にする気風は町に根つき、日野祭りをはじめとする伝統的な祭りともあいまって独特の生活文化を生み、日野町の大いなる発展の礎を与えてきました。

現在も昔ながらの町並みがその面影を残しています。また、現在日野の特産品となっている日野菜は、蒲生氏により中世に発見されたと伝えられています。

明治維新を迎え、廃藩置県で町域は大津県に属し、明治22年には、日野町と桜谷村・西大路村・北比都佐村・南比都佐村・鎌掛村の1町5ヶ村が成立しました。同27年に桜谷村は東西に分立しましたが、昭和30年3月、これらの1町6ヶ村が合併し、現在の日野町が誕生しました。

第3節

日野町の自然環境

本町の気候は温暖な瀬戸内式気候に属しますが、内陸に位置するため、平均気温は14.5℃で、琵琶湖沿岸部に比べるとやや低くなっています。また、年降雨量は1,300～1,600 mm程度で、冬には降雪がみられます。

地形は、丘陵、山地が多く、琵琶湖へ日野川、佐久良川が流れ、その流域に沿って農地と町が拓けています。海拔は中央部で190 m、最も高いところは綿向山山頂の1,110 mで、町の東に連なる鈴鹿の山々は「鈴鹿国定公園」に指定されていて、天然記念物「鎌掛谷のホンシャクナゲ群落」をはじめ、四季折々の豊かな自然に恵まれています。

地質は、綿向山麓が約2～3億年前に海底に堆積した地層である古生層であり、本町の大半を占める丘陵地は、古い琵琶湖に堆積した砂や泥の地層である第3紀古琵琶湖層です。また、日野川、佐久良川の両岸は、古琵琶湖層の上にそれぞれの川によって運ばれた土や砂が堆積してきた沖積層で形成されています。

本町を流れる川は、1級河川が日野川をはじめ佐久良川、出雲川等17河川です。日野川は、綿向山に源を発し、町の中央部よりやや南側を西流する河川で、上流域には、日野川ダム及び蔵王ダムが整備されています。また、佐久良川は、竜王山に源を発し、町の北側を西流し、出雲川は町の中央部を西流しています。この他、日野川などに合流する準用河川が8河川あります。

第4節

日野町の産業

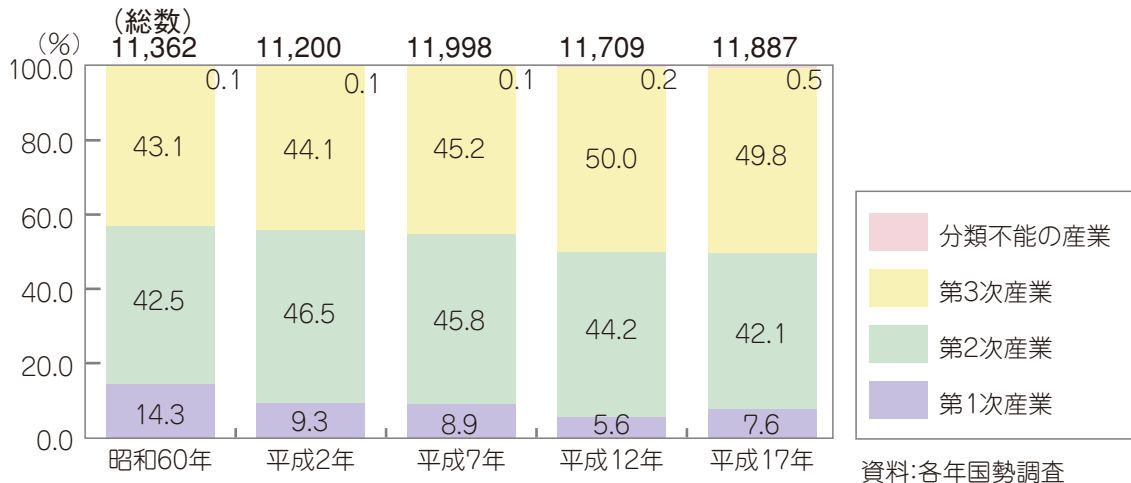
産業構造の推移についてみると、第1次産業の割合が減少し、第3次産業である小売業やサービス業の従事者の割合が増加しています。

本町は、工業団地の造成が着実に進み、優良な大企業の立地が進んでいます。工業の推移をみても、従業者数、製品出荷額等は、年々増加傾向にあります。

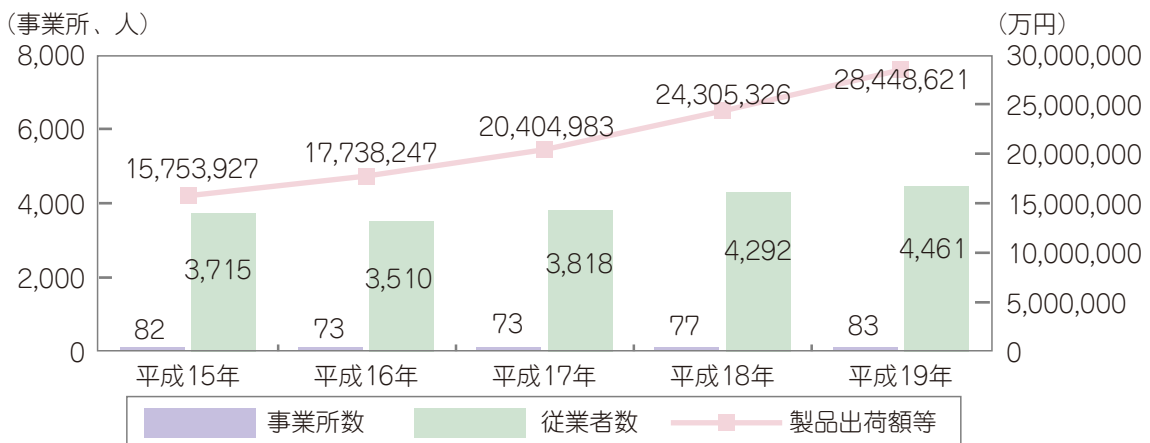
しかし、町全体としては、近隣市町への購買力の流出など、中心商店街をはじめとして「まちなぎわい」や活力が低下してきており、商業の推移をみても、商店数、従業者数、商品販売額ともに、平成14年以降減少傾向にあります。

一方、観光面では、「滋賀農業公園ブルーメの丘」をはじめとして、豊かな自然環境と数多くの文化財や歴史資産に恵まれて、観光客数は毎年60万人以上となっていますが、日帰りの観光が中心となっており、宿泊を伴う観光客は少なくなっています。

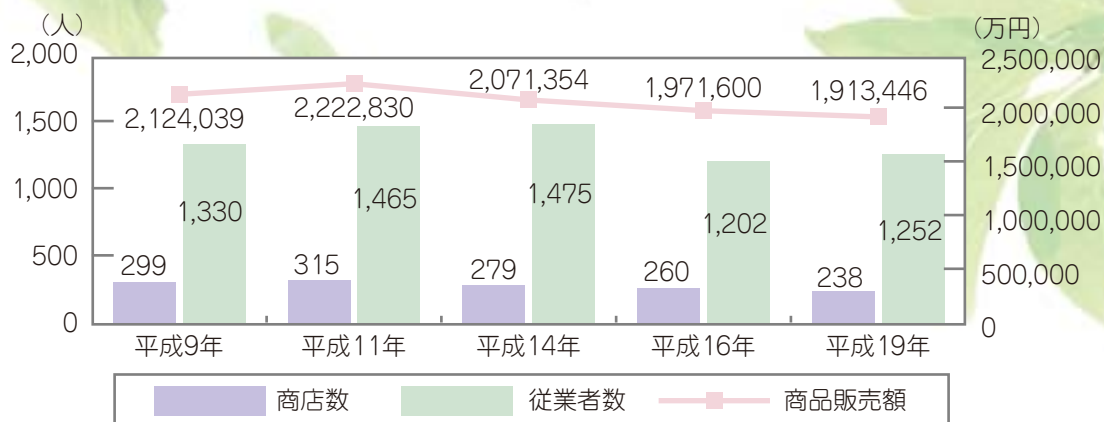
産業分類別就業人口比率の推移



工業の推移

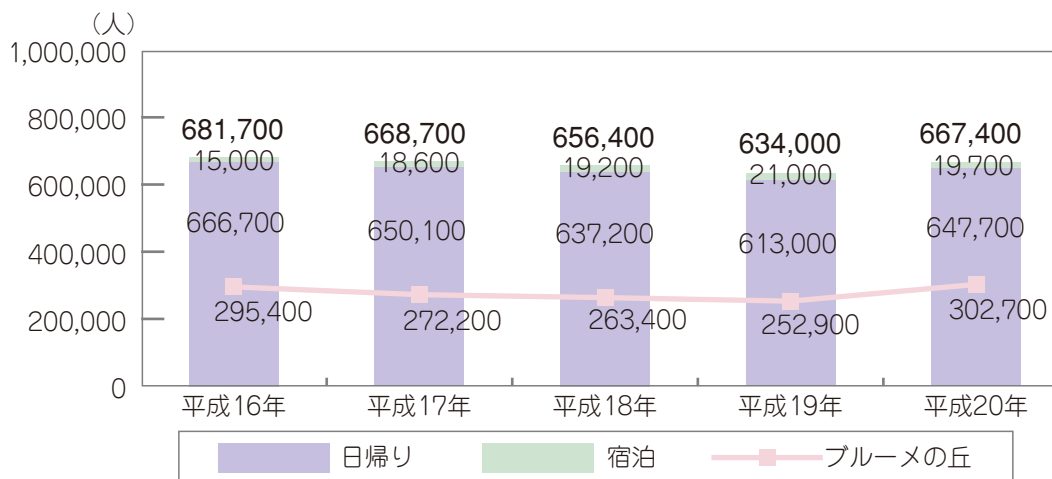


商業の推移



資料:商業統計調査(飲食店を除く、各年6月1日現在)

観光入込客数の推移



資料:商工観光課

第1節

日野町を取り巻く情勢

1. 少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来

日本の総人口は平成16年をピークに減少局面に入りました。平成20年の本町における合計特殊出生率は全国の1.37を上回る1.49となっているものの、人口動態では本町の人口は減少傾向が予想されており、少子化と高齢化、人口減少が進行していくと予想されます。

人口減少は、集落維持機能の低下をもたらす要因の1つとなります。また、労働力人口の減少は、生産活動の縮小をもたらすことにつながります。さらには、高齢化の進行による高齢者だけの世帯の増加などが予想されます。高齢者の健康寿命を延ばすことや、必要な支援が受けられる体制も必要となります。人口減少社会にあって、どのように活力を維持し、発展していくかが課題となっています。

2. 価値観とライフスタイルの変化

大量生産、大量消費、大量廃棄の経済効率優先の社会の中で、人間関係が希薄化してきましたが、人と人のつながりや物を大切にしていこうという新しい兆しが生まれつつあります。それは、ゆとりや安らぎ、心の豊かさを大切にしようという意識となってあらわれています。また、地方圏・農山漁村については、生活の場や教育資源としての価値が見直されるなど、その評価が高まりつつあることから、これらの多様なニーズに対応するための受け皿づくりや情報発信が求められています。今後、利便性・快適性を確保しながら、地域の自然や歴史を活かしたゆとりとうるおいのある魅力的な地域づくり・まちづくりを推進していく必要があります。

3. 環境保全や安心への関心の高まり

地球温暖化の防止や循環型社会の構築、自然環境の再生・保全など、国民の環境への関心が高まっています。自然環境を適切に保全しつつ、地球温暖化の防止や循環型社会の形成への対応が求められます。

人と人のつながりの希薄化による社会不安の増大、異常気象による自然災害の激甚化^{げきじんか}や新型インフルエンザなどの感染症の流行等を背景に、安全への意識が高まっています。住民による防犯や防災の取り組みとともに、行政や事業所等も含めた地域全体の危機管理体制の整備が必要となっています。

4. 高度情報社会の進展

携帯電話やインターネットなどの普及は、生活の利便性や産業の生産性の向上をもたらしました。知識や情報はネットワーク上から容易に利用できるようになった反面、大量の情報であふれかえり、利用者に混乱を招いています。情報化社会についていけない世代等への支援が必要となっています。また、ネットワーク通信の発達、従来からの直接顔をあわせてのコミュニケーションの機会を減らすこととなり、人々の生活にも大きく変化を与えています。特に若年世代への対話によるコミュニケーションの機会の増加や能力向上が必要となっています。

5. 経済・雇用状況の変化

平成20年(2008年)、アメリカ合衆国を源とする世界同時不況に見舞われ、グローバル経済の脆弱性が明らかになりました。グローバル経済に依拠した外需主導の日本経済は、先進国の中で最もその影響を受けました。このような経済構造のもとで、地域経済においても外発的発展への依存を強めてきた結果、人々の生活や地域内での生産を通じた経済の循環による持続発展の可能性を絶ち、商店街のシャッター通り化、農地や山林の荒廃がみられるなど、地域経済が衰退しました。また、グローバル経済に対応するために増加し続けてきた非正規労働者をはじめとして、失業者が増大し、有効求人倍率の低下により内需はさらに低迷しています。

こうした状況のもとで、雇用安定と労働分配率の向上、中小企業の支援、社会保障の安定など、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会への転換が求められています。近年では、アジア各地域の急速な経済成長と産業構造の高度化の中で、特に東アジアを中心とした生産ネットワークの構築や経済連携の動きが活発化しています。グローバル経済の動向を注視しながら、海外との価格競争と一線を画した、独自の高い技術等を活かしたものづくりや研究開発を振興していく必要があります。また、循環型社会の構築や地球温暖化防止に向けた再生可能なエネルギーを利用する産業社会への転換が必要となっています。

一方、地域ではその魅力を再発見、再認識し、情報発信を強化することなどによる既存の商工業や農林業の活性化とともに、福祉・介護などの人的サービスの需給拡大などを図り、経済循環による地域内産業のバランスのとれた足腰の強い経済を確立していくことが必要です。また、これらの取り組みのもととなる文化、教育の振興を図ることが求められています。

6. 住民の主体的な取り組みと自治の発展

社会の成熟化、価値観の多様化等を背景として、住民の社会参画への意識の高まりがみられます。まちづくりに関する活動の活発化・多様化、ボランティア活動などのひろがりが見られます。

一方、人口減少による集落の空洞化、集落維持機能の低下も大きな課題となっており、地域課題に応じたまちづくりを行うためには、住民一人ひとりがまちづくりの主人公としての意識を高め、参画をより一層進めるとともに、住民の話しあいの中で、自治のしくみを再構築していくことが必要となっています。

7. 住民参画で^{ひろ}拓く行財政運営の力量と質の向上

社会の複雑化・多様化はさらに進むことが予想され、これらに対応できる行財政運営が求められています。特に財政運営については、少子高齢化と人口減少が進む中で、社会保障関連の財政支出がふくらむ一方、社会を支える人口が減少することから、税収増など財源の確保は困難を増すと予想されます。

こうした中で地方自治体は、住民の視点で行財政運営を絶えず見直し、地域経済の持続的発展や、暮らしの安心の確保、格差と貧困の解消、環境保全や地球温暖化防止など多種多様な課題に対応していく必要があります。このためには、住民自身が主権者として行財政運営への関心を高め、話し合って、参画していくことが必要になっています。

1. 福祉が充実し生きがいのある安心して暮らせるまちづくり

子育て支援では、福祉医療費の無料化の拡大や「地域子育て支援センター」、「子育て・教育相談センター」さらに全小学校区に放課後児童クラブ（学童保育所）を設置するなど、子どもの健やかな育ちを支援する取り組みが進みました。障がい児・者の支援では、「わたむきの里作業所」や「グループホームみらい」が整備されました。また、発達に障がいのある就学前の子に遊びなどを通じて発達支援を行う早期療育事業「くれよん」を開始しました。高齢者施策では、介護保険制度のスタートから10年が経過し、サービスの利用が浸透してきており、こうした中、小規模多機能ホーム「さくらの里」が整備され、介護予防についても「おたっしゃ教室」を推進してきました。防犯の面からは、各地区で自主防犯活動団体の組織化が進みました。

一方、関係機関と連携した総合的な健康づくりの推進体制や総合的な子育て支援の推進体制は、今後の課題となっています。他にも、障がい者が地域で暮らしていくための雇用の促進や公営住宅、グループホームの整備などが課題として残されています。高齢者施策では、認知症の人が地域で安心して暮らせるまちづくりやサービス基盤の整備、災害時の対応体制なども課題です。

2. 人と自然が共生する快適な環境のまちづくり

公共下水道の整備は、椿野台・五月台と工業団地の一部を残すのみとなり、取り組みが着実に進みました。また、街灯設置などの取り組みとともに、国道307号の松尾北交差点改良や別所地先歩道整備、国道477号の上野田・山本地先歩道整備などの通学路を中心とした歩道の整備を進めました。今後も、引き続き防犯や交通安全施設の整備に取り組む必要があります。ごみ減量と再資源化については、住民意識の高揚により、地域においてリサイクルの取り組みが活発化しています。

一方、緑にあふれた快適な生活空間をつくることについては、里山リニューアル等の取り組みが進みましたが、住宅地における近隣と調和した景観の整備については、引き続き取り組みを進めていくべき課題となっています。また、本町の歴史的な資産である町並みの保全と活用についても今後も課題となっています。下水道については接続率の向上が、公営住宅については誰もが利用できるバリアフリー化への対応が課題として残されています。

3. にぎわいのある活力に満ちたまちづくり

町道内池水口線をはじめとした各地域の町道改良とともに、増田橋や東部農道などの道路を整備し、さらに蓮花寺バイパスや必佐バイパス・野出山本線の整備が進んでいます。工業では、大谷や第2工業団地への新たな企業誘致を行いました。観光では、「グリム冒険の森」の整備をはじめ、旧正野薬店を活用した「まちかど感応館」を日野の観光拠点として整備するとともに、地域資源を活用した都市住民と農村の人々との交流による体験型観光や日野菜の振興など、日野の資源を活かした特色のある取り組みを開始しました。町営路線バスについては、ニーズに応じ、路線の延長やバス停の増設に取り組みました。

さらに、新名神高速道路へのアクセス道路としての、鎌掛・土山間や東部農道の西大路・鎌掛間の整備計画が進められています。農業においては、新規就農対策の推進や耕作放棄地への

対応、地産地消の推進や特産物の振興、畜産業の振興などが課題です。商業振興については、個性ある商業地の形成（商業ゾーンづくり）や消費者ニーズへの対応が今後の課題となっています。ライフスタイルの多様化や高齢社会に対応した中高年の雇用機会の充実や高齢者の知識・経験・技術を活かす場づくりなどが今後の課題となっています。

4. あすをひらく教育文化水準の高いまちづくり

幼稚園の3歳児保育や時間延長・預かり保育を実施しました。また、教育環境整備として日野中学校校舎をはじめ、体育館やプールを改修し、「子育て・教育相談センター」も設置しました。図書館の増築により視聴覚設備を整備し、CDやDVD等の貸し出しが可能となりました。公民館については、地域が主体となった運営が開始されました。体育施設の整備では、グラウンドゴルフの常設コースの整備（大谷公園）などに取り組みました。町史編さんについては、順次刊行を進めています。

一方、歴史的な景観の保全や歴史資料の保存・展示等の活用方法については、今後の課題となっています。また、青少年活動の場づくりなども今後の課題です。地域における社会体育の充実も課題として残されています。多文化共生への取り組みや総合的な国際化施策の推進も今後の課題です。

5. 行政推進の基本施策

「日野町自律のまちづくり計画」の策定とともに全事務事業の点検を行うなど、事業の大幅な見直しを行い、その後、集中改革プランに基づいた進行管理を行うなど、経常的な経費の削減や事業実施の効率化を行いました。また、グループ制の導入など、行政の組織のあり方や指定管理者制度による施設管理のあり方についても見直しを行いました。

これらの取り組みにより、地方交付税の大幅な削減など激変する社会情勢への迅速な対応をとることができました。依然として、厳しい財政状況は続いています。情勢の変化に対応することができる一定の体力をつけることができました。

一方、住民の参画機会の拡大や住民、行政、企業等の協働によるまちづくりの場の形成、わかりやすい行政評価のしくみ、ボランティア団体をはじめとする住民の自主的な取り組みとの連携・交流の促進、複雑化・多様化する業務への職員の能力の向上については、今後も課題です。

第1節

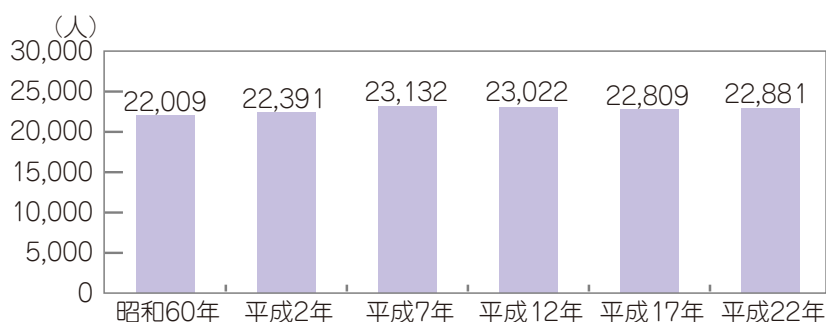
日野町の人口

1. 人口推移

①人口推移

本町の人口推移をみると、昭和60年から平成7年までは増加していました。平成7年以降は減少していましたが、平成22年の人口は22,881人(国勢調査速報)でほぼ横ばいとなっています。

■人口の推移



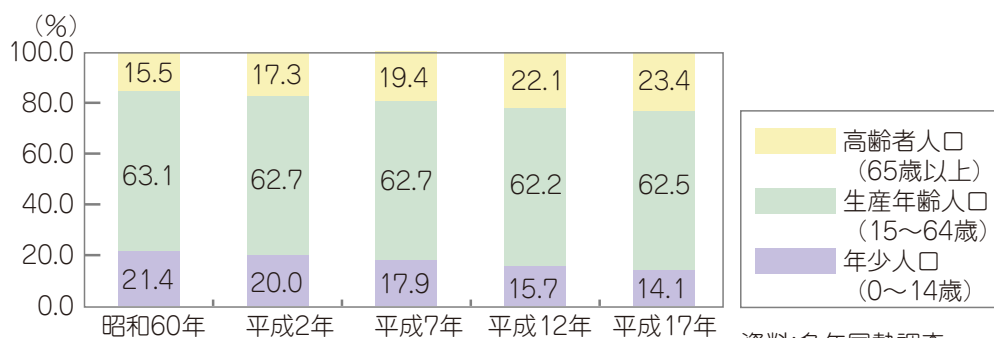
資料:各年国勢調査、但し平成22年は速報値

②年齢3区分別人口比率の推移

年齢3区分別人口比率の推移をみると、平成17年では年少人口の構成比が14.1%と昭和60年から7.3ポイント減少しています。

一方、高齢者人口の構成比は、平成17年では23.4%と昭和60年より7.9ポイント増加しており、高齢者人口比率は、国・滋賀県より高くなっています。

■年齢3区分別人口比率の推移



資料:各年国勢調査

■年齢3区分別人口割合(国・県との比較)

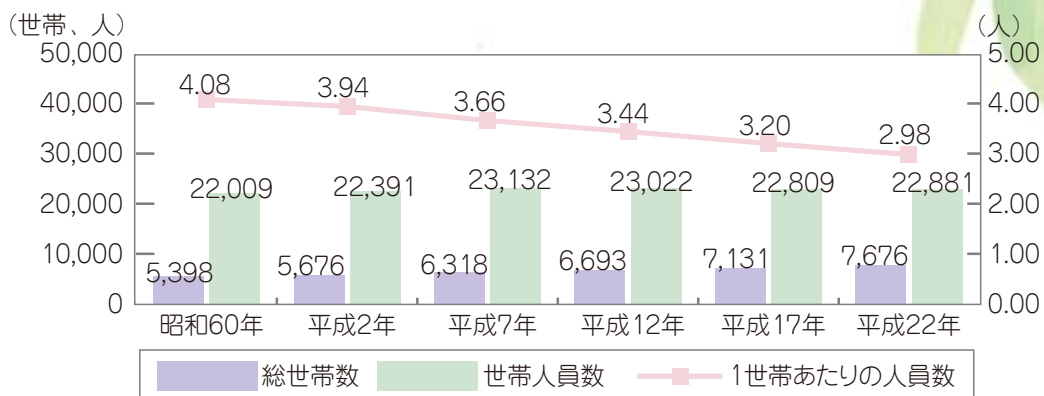
	日野町	滋賀県	国
年少人口割合	14.1%	15.4%	13.7%
生産年齢人口割合	62.5%	66.4%	65.8%
高齢者人口割合	23.4%	18.1%	20.1%

資料:平成17年 国勢調査

2. 世帯状況

世帯数の推移をみると増加し続けており、平成22年は7,676人(国勢調査速報)となっており、昭和60年から2,278世帯、約42%の増加となっています。また、1世帯あたりの人員数については減少し、核家族化とともに単身世帯の増加がうかがわれます。

■核家族化の推移



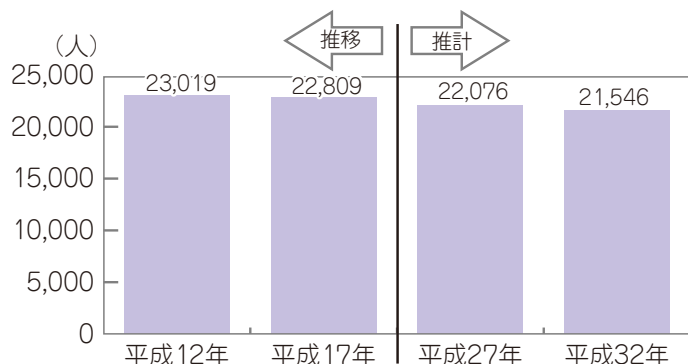
資料:各年国勢調査、但し、平成22年は速報値

3. 将来人口の見通し

日野町の人口は、近年ゆるやかな減少傾向を示しており、少子高齢化が進行しています。また、その傾向は町内の各地域によって異なるものの、一部の地域を除き人口の減少や少子高齢化が進行しています。平成22年9月末で23,070人(住民基本台帳・外国人登録台帳)となっています。《国勢調査速報(平成22年10月1日)は、22,881人》

平成22年の国勢調査の速報値では、当町の人口はほぼ横ばいとなっていますが、過去の国勢調査の結果に基づく人口推計結果(センサス変化率法)では、本構想の目標年次である平成32年度(2020年度)には、本町の人口は現在より減少し、約21,500人になると推計されます。そして、全国的な傾向と同様に、さらに少子高齢化が進行し、特に旧市街地や周辺の農村地域では、人口減少と少子高齢化が進むことが予測され、集落機能やコミュニティの維持が危惧されます。

■総人口の見通し



第2節

土地利用の基本的な方向性

1. 田園ゾーン

(1) 住宅地

農山村については、生活と生産の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する住民共有の財産であるという認識のもと、地域の特性をふまえた良好な生活環境を整備します。また、人口の空洞化が進んでいることから、自治機能の維持・向上とともに、良好な土地利用を行うため、均衡ある居住の促進と維持を図ります。

(2) 農用地

農用地は、本町の重要な産業である農業の発展あるいは町土の保全及び防災、農山村の暮らしの風景の保全、地域文化の創造に重要な役割を果たしています。今後もこれらの多面的な機能が発揮されるよう、生産性の向上と優良農用地の確保を図るとともに、耕作放棄地の解消に努めます。また、河川や水路の水質保全を図るため、環境への負荷低減に配慮した環境こだわり農業などの推進を図ります。

耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に行うとともに、困難な場合はそれぞれの地域の状況に応じて森林等農用地以外への転換による有効利用を図ります。

(3) 水面（ため池）・河川・水路

水面については、本町の丘陵地等に多くみられ、水面が有する生物多様性や自然環境の保全を図るとともに、農業用水や調整機能等の利水機能、防災機能の維持・向上のため、持続的な利用を図ります。

河川については、自然環境の保全・再生や治水対策と親水性の確保を含めた総合的な河川整備を進めます。

水路については、農業用水や排水機能を確保し、持続的な利用と施設の長寿命化を図るため、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境の保全など多様な機能に配慮し、地域住民が一体となった維持管理の向上の取り組みを進めます。また、水面・河川・水路の保全や整備・改修に際しては、生物多様性の観点や自然の水質浄化機能の向上に十分配慮するとともに、親水性に富む水辺空間の整備に努めます。

2. 森林ゾーン

森林は、町土面積の過半を占め、町土の保全、琵琶湖水源域としての環境の保全、温室効果ガスの吸収源としてなど、重要な公益機能を持っています。これらの機能を高度に発揮させるために、治山、適切な森林整備や更新等を行います。また、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全に努めます。さらには、保健休養の場としての機能等、森林空間の総合的利用に対応する多様な森林整備等を地域とともに推進し、地域社会の活性化を図ります。特に、里山等については、農山村の暮らしの風景や自然とのふれあい等の場として、今後とも町土の自然環境の保全や景観創出、良好な生活環境の創出等の役割を果たすものとして位置づけ、適切な保全、維持管理を行います。

3. 市街地ゾーン

(1) 住宅地

住宅地については、新市街地や郊外の住宅団地で人口が増加する一方で旧市街地の空洞化が進んでおり、自治機能の維持・向上とともに良好な土地利用を維持するため、均衡ある居住の促進と維持を図ります。また、環境、福祉、防災に配慮しながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地を確保します。さらに、景観の創出、環境負荷の低減、省エネルギー、高齢者や障害者等に配慮した住宅の誘導に努めます。

特に、旧市街地等では、環境の保全に配慮しつつ、低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備等、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図ります。

(2) その他の宅地等

その他の宅地の中で多くを占める業務用地や店舗等商業用地等については、現在、商店街や国道沿線等を中心に配置されており、国道沿線では生活必需品等を中心に中規模な郊外型店が立地し、土地利用への潜在需要があると考えられ、地元商業との相乗的な発展が望めます。今後、都市計画区域区分および用途地域指定に配慮し、国道沿線や中心市街地における商業の活性化を図るとともに、商業機能の適切な配置を進めます。なお、近江鉄道日野駅前については、本町の広域公共交通の玄関口としての顔づくりに努めます。

(3) 市街化農用地

市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成や減災の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図ります。

(4) 河川・水路

河川・水路については、気候変動による局地的集中豪雨対策として市街地の雨水幹線の整備を進めます。

(5) 未利用地

市街地内の低未利用地については、立地条件に応じて、防災、自然を活かした住民のいこいとやすらぎの場、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての活用を図ります。

4. 工業・流通業務ゾーン

工業用地は、日野第二工業団地など既存の工業団地において工場の誘致が進み、ほぼ充足された状態ですが、未利用地も存在しており、これらの土地の有効活用を図る必要があります。また、名神高速道路や新名神高速道路など主要幹線道路へのアクセス条件の向上に伴う工場の新規立地に対応するため、未開発となっている特別工業地区において必要な工業団地の用地を確保します。さらには、これらの用地の充足に加え、既存工業団地との連続性等を踏まえた用地の確保および市街地における住工混在地域の解消を図るため、工場の移転等を可能にする中小企業団地の工業用地の確保に努めます。なお、工場の新規立地および工業用地造成に際しては、周辺地域における自然環境、生活環境および景観保全に十分配慮します。

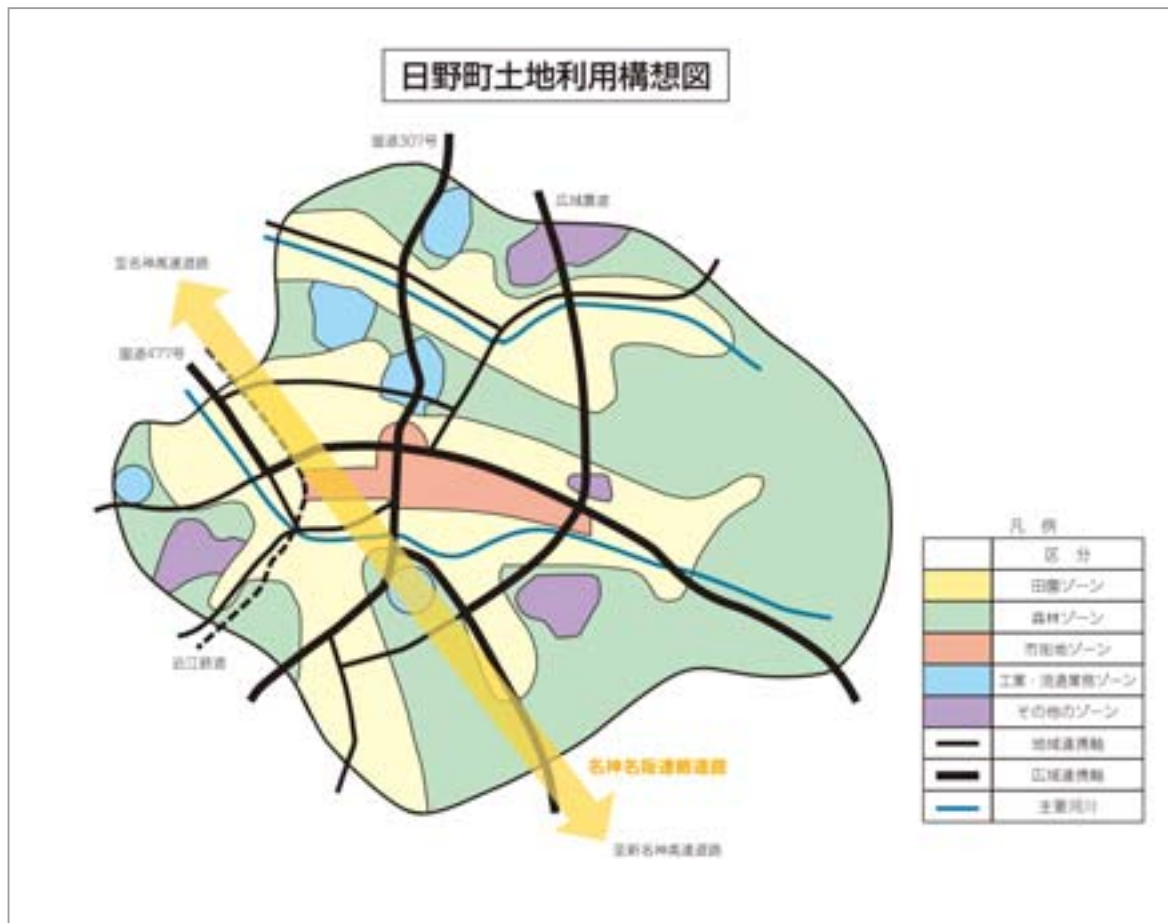
5. その他のゾーン

鈴鹿国立公園をはじめとした森林や農村風景など豊かな自然環境を活かしたグリム冒険の森、滋賀農業公園ブルーメの丘、ゴルフ場等のレクリエーションの場については、その立地特性を活かすよう相互の良好な環境の調和に努めます。

6. 連携軸

名神高速道路や新名神高速道路へのアクセス道路（主要地方道土山蒲生近江八幡線〈頓宮鎌掛ルート〉、名神名阪連絡道路等）、国道307号・国道477号、都市計画道路、県道及びこれらに接続する道路の整備推進とともに、鉄道をはじめとした公共交通との連携を図ります。

■土地利用方針



第2部 基本構想

第1節

日野町の将来像

ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ 自治の力で輝くまち

“ひびきあい”

人と人、人と自然が響きあい、いきいきと輝きながら活発に、地域のコミュニティや文化、産業をつかっていこうという想いが込められています

“「日野のたから」を未来につなぐ”

人をはじめ自然、歴史など地域の誇りとめぐみを再発見し、日野のたからとして育て、未来につないでいこうという想いが込められています
何よりも未来を担う子どもたちは日野のたからです

“自治の力で輝くまち”

地域をよくするために自分たちで考え、自分たちで行動し、キラリと輝く日野町をつかっていこうという想いが込められています

※将来像の表記法； “ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ” で改行し、
“自治の力で輝くまち” を次行に二段書きで表記します。

第2節

日野町の基本方針

【ともにいきる安心ささえあいのまち】

性別や年齢、国籍や文化、生活習慣等の違いにかかわらず、誰もが人権を尊重され、互いに認めあい、助けあい、交流できる地域づくりを進めます。

【子どもがはつらつと育つまち】

すべての子どもが健やかに安心して育つしくみづくりとともに、学力と豊かな人間性をもった人材の育成を進めます。

【誰もがすこやか元気に暮らすまち】

地域医療をまもり、健康でいきいきと暮らせるしくみづくりを進めます。

【さんぽう三方よしで未来につなぐ楽市楽座のまち】

足腰の強い地域経済の構築と地域の雇用の確保、働きやすい環境づくりを進めます。

【自然と文化をみんなでまもるまち】

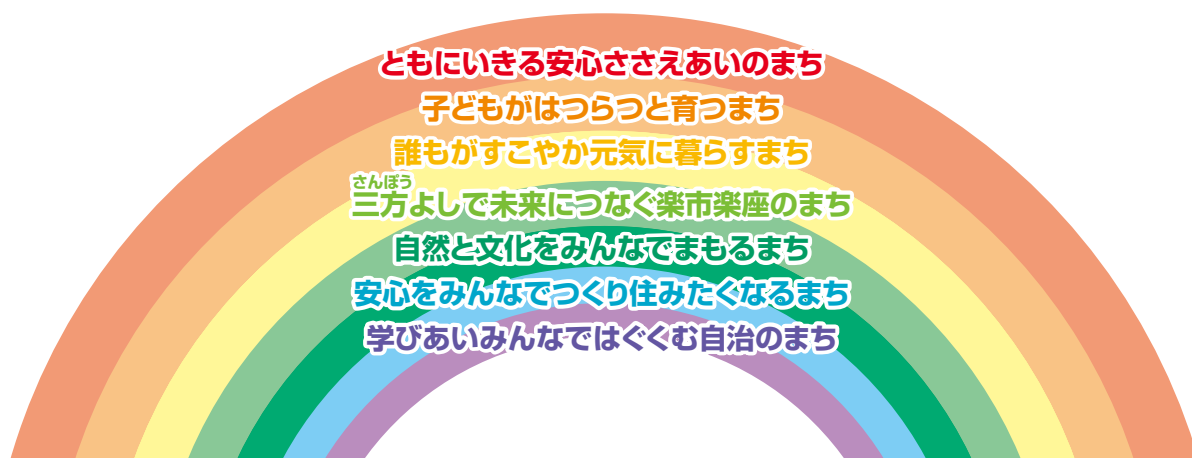
暮らしの風景をまもるとともに、自然環境の保全や環境にやさしいまちづくりを進めます。

【安心をみんなでつくり住みたくなるまち】

安全で安らげる暮らしと快適で住みよいまちづくりを進めます。

【学びあいみんなではぐくむ自治のまち】

一人ひとりの参加と学びをもとに、みんなでまちづくりを考えるとともに、住民の主体的なまちづくりを支援し、住民自治を進めます。



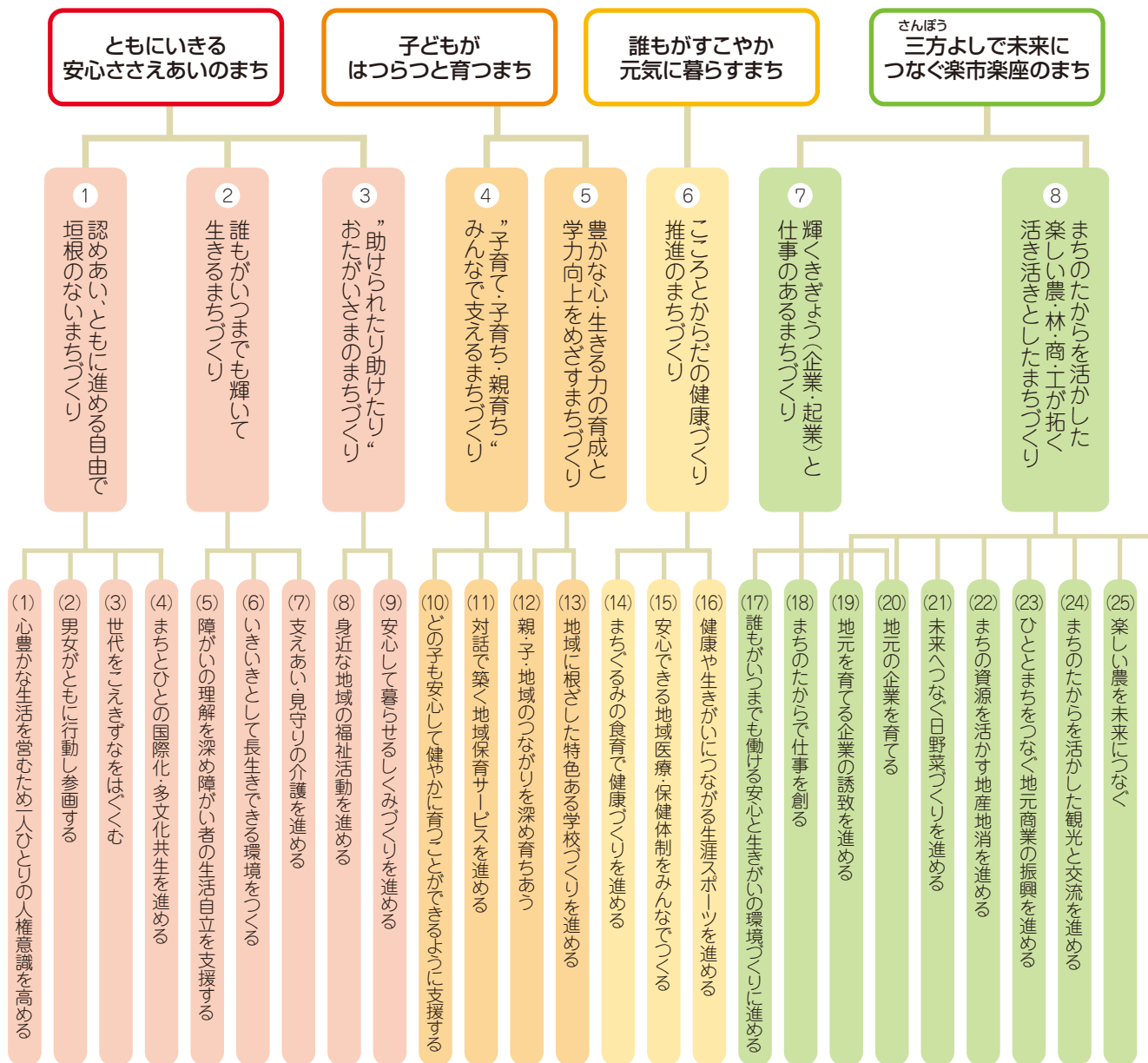
将来像

ひびきあい「日野の自治の力」

【基本方針】

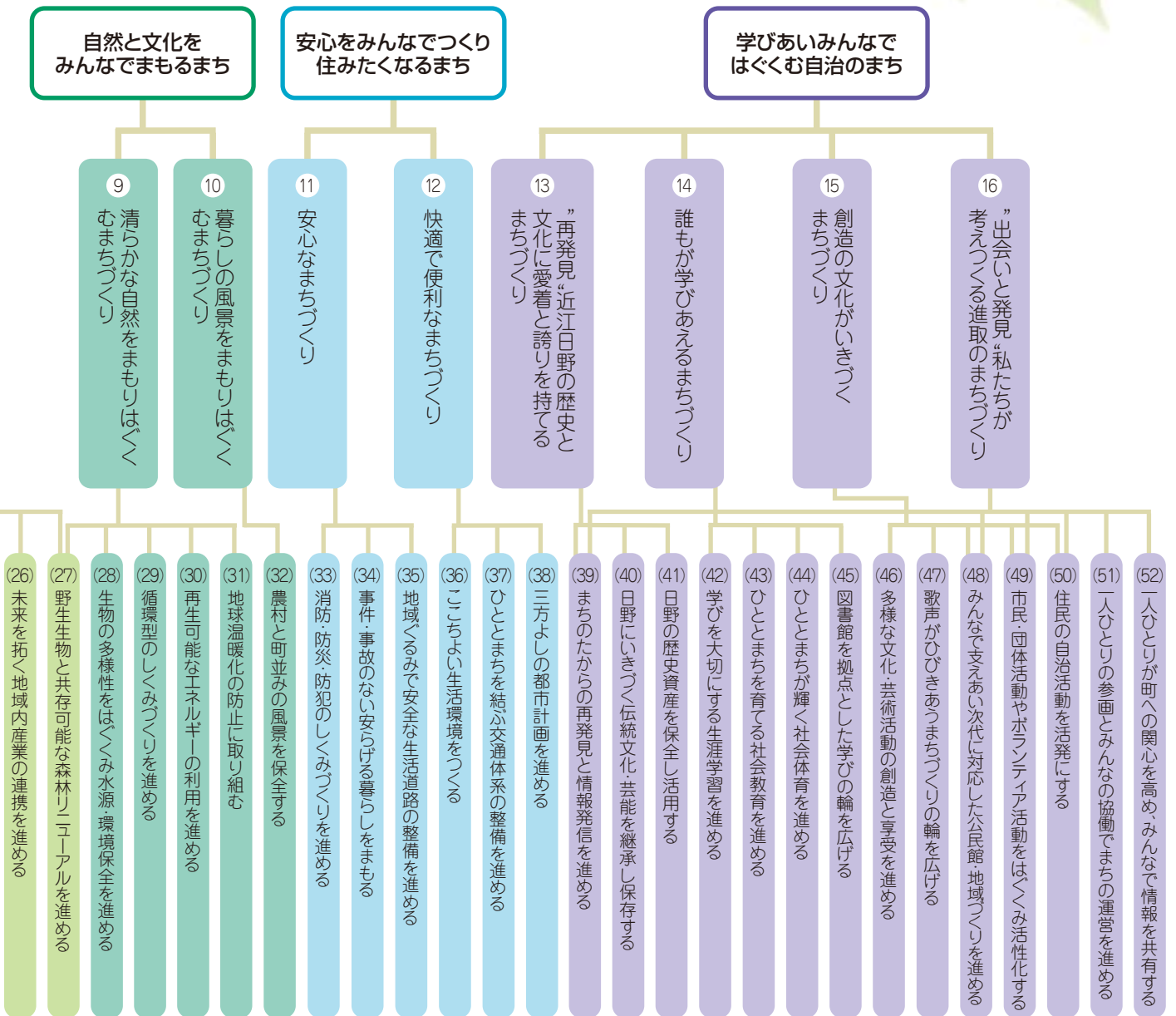
【政策】

【施策】



自治をかなえる
 ① 住民とともに自治をかなえる町の運営の仕組みづくりを進める ② 地域とともに

「たから」を未来につなぐ で輝くまち



町の運営を進める

「自治の力」を支える組織の活力を高める ③ まちづくりを支える健全な財政運営を進める

※政策及び施策に表記している番号は整理番号です。

まちづくりの基本方針

基本方針

ともにいきる安心ささえあいのまち

【まちづくりの課題】

性別や年齢、国籍や文化、生活習慣等の違いにかかわらず、誰もが人権を尊重され、互いに認めあい、交流できる地域づくりが求められています。

障がいのある人も高齢者も安心して、自分らしく暮らせる地域づくりも求められています。障がいのある人への必要な支援が確保されるだけでなく、住民一人ひとりの障がいへの理解を深めていかなければなりません。高齢者がいつまでも健康でいきいきと輝いて暮らせるための健康対策と地域での活躍の場が求められています。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりも課題となっています。そのために、支えあい、見守りあいができる地域力を高めていくとともに、誰もが人として尊重され、暮らしが保障される仕組みづくりが必要です。

【めざすべき方向性】

- 住民一人ひとりが、人権に関する意識を高め、互いの人権を尊重しあう自由で垣根のないまちづくりをめざします。
- 誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、地域が一体となった支援体制づくりや環境づくりを進めます。
- 「おたがいさま」の精神にもとづく支えあいのまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

政策と施策の体系

①認めあい、ともに進める自由で垣根のないまちづくり

- (1)心豊かな生活を営むため一人ひとりの人権意識を高める
- (2)男女がともに行動し参画する
- (3)世代をこえきずなをはぐくむ
- (4)まちとひとの国際化・多文化共生を進める

- 一人ひとりが基本的人権と人間の尊厳への正しい理解と認識を深め、お互いに尊重していくための自主的な学習を進め、意識の高揚を図ります。(1)
- 性別や年齢、国籍や文化、生活習慣等の違いにかかわらず、地域の誰もが認めあい、交流できる地域の絆をはぐくみ、垣根のない交流を創出します。(2)(3)(4)
- 国際化時代への認識を高め、国際感覚豊かな住民を育て、諸外国のまちや人との交流を図るとともに、日常生活における多文化共生を進めます。(4)

② 誰もがいつまでも輝いて生きるまちづくり

- (5) 障がいの理解を深め障がい者の生活自立を支援する
- (6) いきいきとして長生きできる環境をつくる
- (7) 支えあい・見守りの介護を進める

- 障がいのある人が地域の中であたりまえに暮らせるノーマライゼーションがいきづつまちづくりを進めます。住民一人ひとりの障がいへの理解を深めるとともに、障がいのある人の生活に必要な支援を行います。(5)
- 年齢を重ねても、生涯にわたり、誰もが輝き続けることができるよう知識や経験・技能を活かすことができる機会づくりを進めます。(6)
- 高齢者や認知症の人が住み慣れた地域で安心して、健康でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防や介護サービスを充実するとともに、地域でのあたたかい見守りができるよう介護への理解を深めます。(7)

③ 助けられたり助けたり、おたがいさまのまちづくり

- (8) 身近な地域の福祉活動を進める
- (9) 安心して暮らせるしくみづくりを進める

- 地域や集落における地域福祉活動を進め、見守り支えあい、おたがいさまの助けあいの地域づくりを進めます。(8)
- 生活困窮、DVや虐待、ひきこもり等に対する、セーフティネットの整備と支援の体制づくりを進め、どのような状況にあっても、人間らしく尊重され、暮らすことができる仕組みづくりを進めます。(9)



【まちづくりの課題】

このまちに住んでよかったと言えるような子育ての仕組みづくりが求められています。深刻化、多様化する子育ての悩みや保育ニーズにも対応していかなければなりません。親子の孤立を防ぐため、在宅での子育て家庭への支援や生活基盤の弱い子どもへの支援体制なども課題としてあげられます。障がい児の成長については、乳幼児期から学齢期、そして就労支援まで生涯を通じた支援体制を構築する必要があります。

学校においては、学力向上の取り組みや地域とともに豊かな心・たくましく生きる力を育てていくことが必要です。また、不登校児童・生徒への対応も必要となっており、どの子どもはつらつと育つ仕組みをつくっていくことが課題となっています。

【めざすべき方向性】

- 子育て支援環境の充実を図るため、相談や交流の機会の充実を図ります。子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成を進めます。
- 地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実させ、地域をはじめ社会全体で、子どもを育てていく仕組みをつくりまします。
- 次世代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、地域や家庭との連携を密にした「地域教育力」の向上をめざします。
- 豊かな心・生きる力を育成するため、地域とともに学校づくりに取り組み、学力と豊かな人間性をもった人材を育成していきます。

政策と施策の体系

④ 子育て・子育て・親育ち、みんなで支えるまちづくり

- (10) どの子ども安心して健やかに育つことができるように支援する
- (11) 対話で築く地域保育サービスを進める
- (12) 親・子・地域のつながりを深め育ちあう

- すべての子どもが健やかに安心して育つことができるよう、障がい児の支援の充実や児童虐待の防止などの体制の拡充を図るとともに、子どもの成長に伴うあらゆる相談を行います。(10)
- 多様な就労環境にあわせ、親子が安心して「育ち」ができるよう保育サービスの充実や地域における保育力の向上を図ります。(11)
- 家庭と地域のつながりを深め、親も子どもも孤立しないよう、地域教育力の向上や、少年センター・少年少女団体の活動支援に取り組みます。また、家庭でのさまざまな問題の解決に向けて、家庭教育の充実を図ります。(12)

⑤ 豊かな心・生きる力の育成と学力向上をめざすまちづくり

- (12) 親・子・地域のつながりを深め育ちあう【再掲】
- (13) 地域に根ざした特色ある学校づくりを進める

- 学区内にある単位PTAや保護者団体を支援し、これらの団体と学校との情報交換や交流を進めます。(12)
- 未来を担う子どもたちが、学力向上とともに心身が豊かでたくましく成長できるよう、教育環境の整備に努めるとともに地域の人材や自然を活かした学習など、地域に根ざし地域に支えられる特色ある学校づくりを進めます。(13)
- 外国籍児童・生徒のための支援の充実を図ります。(13)

基本方針

誰もがすこやか元気に暮らすまち

【まちづくりの課題】

医療においては、医師確保対策をはじめ、地域医療をまもることが求められており、住民自らもこの問題に関わっていくことが必要です。

保健においては、食育が新たな課題となっており、健康づくりを総合的に実施していくことができるよう、関係機関との連携による体制を構築していかなければなりません。また、住民による自主的な健康づくり活動の推進のほか、新型インフルエンザなどの感染症への対策や危機管理の仕組みづくりが必要です。さらに、運動やスポーツに取り組み、健康でいきいきと暮らせる仕組みづくりも課題です。

【めざすべき方向性】

- 「食」について学ぶ機会を充実させ、地産地消など生産体制を含めたまちぐるみでの食育に取り組みます。
- 地域の医療体制をまもり、育てていくため、一人ひとりが「かかりつけ医」を持つなど、身近な医療機関の活用を図るとともに、医療機関相互の連携や保健・福祉施設との連携強化を図ります。
- 保健指導や各種相談事業などの充実を図り、個人・家庭から地域へと広がる健康づくりを進めます。
- 運動やスポーツの振興を図り、からだの健康づくりを推進するだけでなく、生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

政策と施策の体系

⑥ ところとからだの健康づくり推進のまちづくり

- (14) まちぐるみの食育で健康づくりを進める
- (15) 安心できる地域医療・保健体制をみんなでつくる
- (16) 健康や生きがいにつながる生涯スポーツを進める

- 学校や地域、家庭のそれぞれの場で食を通じた健康づくりや教育を進めます。地産地消による食を通じ、地域の文化についても学ぶ総合的な食育を進めます。(14)
- 身近な地域における健康教室や講習会、健診や保健指導、各種相談事業の充実を図り、個人・家庭から地域へと広がる健康づくりを進めます。また、働く人のメンタルヘルスなど「ところ」の健康の問題についても取り組みます。(15)
- 医療機関や関係機関の連携を進めるとともに、住民一人ひとりが「かかりつけ医」を持つなど、身近な医療機関の活用を進めます。(15)
- 感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるよう関係機関と連携し取り組みます。(15)
- 運動やスポーツに取り組むことにより、健康で、生きがいを持って暮らせるよう地域での取り組みを進めます。(16)

子育て・子育て・親育ち

親が子どもを育てるのが「子育て」であり、これに対して、「子育て」は、人や地域とのつながりの中で、知らず知らずのうちに自らも育っていくことである。また、「親育ち」は、子育てをする中で、親自身が地域の人たちや子どもから学び育っていくことである。「子育て」が受動的であるのに対して、「子育て」「親育ち」は能動的である。「育ち」には「自ら育つ力をもつ」という意味あいがある。

【まちづくりの課題】

企業誘致とともに、足腰の強い地域経済を構築していくことが求められている中、誘致企業と地元企業との連携など、地域における産業連携を進めていくことが必要です。地域の雇用をまもり、働きやすい環境を整えることも課題となっています。

特産品振興では、日野菜のブランド化や生産拡大、新たな商品の開発が課題となっており、商店街など商業の振興も進めていく必要があります。空き店舗を活用したコミュニティビジネスの展開など、新たなまちの活力を創造することも求められています。

農林業においては、自然環境と食を支える農林業の振興はますます重要であり、後継者など担い手育成の対策が求められています。特に農業では、本来、循環的である農業を地域で再構築するため、耕畜連携を図り、環境に配慮した畜産振興が必要となっています。また、採算のとれる農「業」としてだけではなく、団塊世代を含む第二の人生で始める帰農や生きがいとしての「農」など、さまざまな「農」の可能性を探っていくことが必要です。里山整備などの森林整備が求められており、これは、地球温暖化防止や水源かん養、山地災害の防止、獣害対策とも密接に結びついています。

体験型観光や都市農村交流の促進、「ブルーメの丘」や「グリム冒険の森」と他の地域資源との交流により、多様化する観光客のニーズに応えていくことが求められています。まちの資源を発掘・発見し、それらを磨き、輝かせていくことが必要です。

【めざすべき方向性】

- 近江商人の「さんぽう三方よし」の精神を受け継ぎ、「ひと」「産業」「自然」などが共存・繁栄するまちをめざします。また、楽市楽座のように、「ひと」「もの」「文化」が自由に交流する活気あふれるまちをめざします。
- 地域経済に持続的な効果をもたらす産業の育成を図り、力強い地域経済の振興を図ります。また、地域に仕事生まれ、誰もが生きがいをもって、安心して働くことができる環境づくりを進めます。
- まちの持つ魅力を最大限に活用した「たのしい農・林・商・工」を展開するとともに、観光資源の有効活用や、体験型の「農村民泊」などを進め、まちの「たから」となる資源を再発見し、それらを活かした多様な観光・交流機会のあるまちづくりを展開します。



政策と施策の体系

⑦輝くきぎょう(企業・起業)と仕事のあるまちづくり

- (17)誰もがいつまでも働ける安心と生きがいの環境づくりを進める
- (18)まちのたからで仕事を創る
- (19)地元を育てる企業の誘致を進める
- (20)地元の企業を育てる

- 働きたい人がいつまでも充実し、生きがいをもって働くことができるような環境をつくっていきます。(17)
- コミュニティビジネスなど、創意工夫にもとづく、起業ができるまちづくりをめざします。(18)
- 本町に持続的な経済効果をもたらす企業の誘致を進めるとともに、誘致した企業と地元の企業との交流や連携を進めるなど、地域経済の振興を図ります。(19)
- 地元の企業が持続的に発展していけるような環境づくりに取り組みます。(20)

⑧まちのたからを活かした楽しい農・林・商・工が拓く
活き活きとしたまちづくり

- (19)地元を育てる企業の誘致を進める【再掲】
- (20)地元の企業を育てる【再掲】
- (21)未来へつなぐ日野菜づくりを進める
- (22)まちの資源を活かす地産地消を進める
- (23)ひととまちをつなぐ地元商業の振興を進める
- (24)まちのたからを活かした観光と交流を進める
- (25)楽しい農を未来につなぐ
- (26)未来を拓く地域内産業の連携を進める
- (27)野生生物との共存可能な森林リニューアルを進める

- 町内の企業の交流・連携を進め、まちの「資源」やまちの「たから」を活かした地域経済の振興を図ります。(19) (20)
- 活力の源となる農林業の振興のため、日野菜のブランド化など付加価値の高い特産品の生産や地産地消を促進するなど、地元農産物を活かした取り組みを展開します。(21)(22)
- 地元の商業が活気づくような取り組みを進めるとともに、今後、ますます多様化することが予想される消費者ニーズへの対応やコミュニティビジネスなどを活発にします。(23)
- まちにあるさまざまな「たから」を活かし、田舎体験などを通して交流と観光のまちづくりを進めていきます。また、観光情報などがあらゆる人に届くような魅力のあるPRを進めます。(24)
- 農業の振興を図るとともに、「業」としての農業だけでなく、生活の中で、身近に「農」にふれあう「農のある暮らし」を進めます。(25)
- 地元商業や農業の振興を図るとともに、地域内産業の連携を推進するなど、「楽しい農・林・商・工」が交流するまちづくりを進めます。(26)
- 森林整備は、林業の振興だけでなく、地球温暖化の防止や水源かん養、山地災害の防止、獣害対策とも関係しています。野生生物との共存をはじめ、森林や里山を新たに再生(リニューアル)していく取り組みを進めます。(27)

資源 : 経済的なもの(経済的になりうるもの)の意味合いが強い。

たから : 経済的なものだけでなく、非経済的なものも含む。例えば、町並みへの思いや田野に暮らす誇り・愛着など、情緒的なものも含む。

【まちづくりの課題】

森林や川など本町の自然環境と暮らしの風景をまもり、活用していくことが求められています。ごみの減量・再資源化の促進については、まちぐるみで進められるよう、住民が取り組みやすいような環境整備が必要となっています。

近年、再生可能エネルギーへの注目が集まっています。エネルギーの自立性・地産地消の観点からも、行政や住民、企業・事業所において利用を進めていくことが必要です。

地球温暖化の防止は、エネルギーの利用とも関係しており、省エネルギーと再生可能エネルギーの有効活用を進め、温室効果ガスを抑制していくことが求められています。

農林業の担い手不足等により、農地や里山等の荒廃が進みつつあります。また、歴史的に形成された町並みも次第に失われつつあり、このままでは日野の暮らしの風景が失われていく可能性があります。今後、住民や行政、各種団体などが協働してまちの「たから」である風景をまもる取り組みを進めていく必要があります。

【めざすべき方向性】

- まちの「たから」である美しい自然環境の保全を進めるとともに、循環型社会の形成に向けた環境にやさしいまちづくりを進めます。また、再生可能エネルギーの利用を進めるとともに、省資源・省エネルギーを推進し、地球温暖化の防止に取り組みます。
- 農村風景や町並みの風景は、貴重な「たから」であり、長い年月をかけて積み重ねられてきたものです。景観だけでなく、暮らしの文化をまもり育てていきます。

政策と施策の体系

⑨ 清らかな自然をまもりはぐくむまちづくり

- (27) 野生生物との共存可能な森林リニューアルを進める【再掲】
- (28) 生物の多様性をはぐくみ水源・環境保全を進める
- (29) 循環型のしくみづくりを進める
- (30) 再生可能なエネルギーの利用を進める
- (31) 地球温暖化の防止に取り組む

- 自然と共生するまちづくりを進めるため、環境保全意識の醸成を図るとともに、住民自らが河川や森林など自然環境をまもる活動を進めます。(27)(28)
- 循環型社会の形成に向けた仕組みづくりを進めるため、身近なところから取り組めるごみの減量化や3R（使い捨てをやめるなどゴミの発生を抑制するリデュース、使えるものは何回も繰り返し使うリユース、再資源化するリサイクル）の啓発、学習機会の提供などを進めます。(29)
- エネルギーの地産地消の観点から、さまざまな主体による再生可能エネルギーの利用を進め、エネルギーの自立性を高めます。(30)
- 世界的な環境問題である地球温暖化の防止に取り組むため、再生可能エネルギーの利用拡大や省エネ、エコライフの取り組みを進めます。(31)

⑩ 暮らしの風景をまもりはぐくむまちづくり

- (32) 農村と町並みの風景を保全する

- 蒲生氏によって基礎が築かれた日野のまちは、近江日野商人の本宅や町家が残り、町並みを形成しています。また、農村においては、集落の暮らしと里山、水路などが一体となった美しい風景を形成し、これらの「暮らしの風景」を次代に引き継ぐための取り組みを進めます。(32)

基本方針

安心をみんなで作くり住みたくなるまち

【まちづくりの課題】

防犯については、各公民館単位に組織されている自主防犯団体の取り組みの発展が課題となっています。さらに、地震や風水害などの災害に強いまちづくりのために、自主的な避難対策の強化や災害時の要援護者への支援、消防団の活性化、団員の確保が必要となっています。

こちよい生活環境をつくるため、環境汚染を防ぐ取り組みとともに、上下水道の着実な維持・整備が必要となっています。公共交通の面では、広域的な交通網の整備とともに、身近な公共交通の充実が必要となっています。道路整備については、通学路の安全性の向上など生活道路の安全対策が求められています。名神高速道路や新名神高速道路などの幹線道路へのアクセス道路の整備も課題となっています。また、都市計画については、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進める必要があります。

【めざすべき方向性】

- 地震や風水害などの自然災害に備えるほか、犯罪や事故から住民の暮らしをまもるため、地域が一体となった防災・消防、防犯・交通安全体制の整備や生活道路の整備などを進め、安全で安らげる暮らしをまもります。
- 地域内外との交流やアクセスを高めていくため、交通網の整備を行います。
- こちよい生活環境をつくるため、インフラの整備を進めるとともに、必要に応じた都市計画の見直しを行うなど、快適で住みよいまちをめざします。

政策と施策の体系

①安心なまちづくり

- (33) 消防・防災・防犯のしくみづくりを進める
- (34) 事件・事故のない安らげる暮らしをまもる
- (35) 地域ぐるみで安全な生活道路の整備を進める

- 安全・安心な暮らしを保障するため、消防・防災・救急体制・防犯の仕組みづくりの整備や治山・治水事業などに取り組みます。また、住民・行政等関係機関が一体となった地域防災力の向上を図ります。(33)
- 日野町は滋賀県下でも、事件・事故の少ない町となっています。暮らしの安らぎをまもるため、交通安全運動の推進や地域防犯力の向上を図るとともに、自主防災を進めます。(34)
- 生活道路は、日常の暮らしにおいて欠くことのできないものであり、行政による整備とともに、住民自らも地域の道路をまもり、整備する「みちぶしん道普請」などの取り組みを進めます。(35)

②快適で便利なまちづくり

- (36) こちよい生活環境をつくる
- (37) ひととまちを結ぶ交通体系の整備を進める
- (38) 三方よしの都市計画を進める

- 環境汚染等を防ぐとともに、上水道や下水道、公園や住宅の整備などを進め、暮らしの質を高めます。(36)
- 住民や利用者とともに、町営バスなどの身近な公共交通を検討し、充実を図ります。(37)
- 広域的な公共交通網及び道路網についての必要性を十分に検討し、進めます。(37)
- 市街地、農山村などそれぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を図ります。(38)

【まちづくりの課題】

歴史・伝統文化をまもり、受け継いでいくための学習や啓発のほか、歴史資料の保存や活用が必要となっています。また、貴重な町家、町並みが失われようとしていることから、その資源の大切さを再認識し、歴史ある町並みを保全していくことが課題となっています。

地域福祉など身近な暮らしの場でのまちづくりでは、協力・協働して自分たちの暮らしや健康の課題に取り組み、お互いの関係や活動を進めていくことが求められています。しかし、機能の維持が困難となる集落・自治会や人と人とのつながりが希薄化した状況が生じており、人と人、人と地域の新しいつながりをはぐくむコミュニティの再生が必要となっています。

こうした課題へ対応するために住民参画のきっかけづくりや仲間づくりの場づくりが必要となっています。公民館を活用した個人の学習機会の充実とともに、個人の学びを地域の課題解決につなげていくことが求められています。

【めざすべき方向性】

- まちの歴史や文化を再発見し、それらを保全するとともに、住民が身近に感じられるようなし
かけづくりや町外に向けた積極的な情報の発信を行います。
- 一人ひとりの参加と学びをもとに、みんなでまちづくりを考えるとともに、きずなをはぐくみ、
自ら行動する地域力＝自治力に満ちたまちをめざします。
- 住民が合唱をはじめ多様な文化や芸術活動を享受し、自ら創りだすことができる取り組みを進
めます。
- 公民館等の有効活用をはじめ、まちをつなぐ地域拠点づくりや団体やNPOなどによる地域づ
くり、まちおこしを通して、地域コミュニティの活性化を図ります。また、現在の公民館運営
組織をより発展させ、一人でも多くの住民が参画できる活動の発展をめざします。
- 自治の主役である住民の立場でまちづくりを進めるため、住民一人ひとりをまちづくりの主人
公（主権者）として尊重し、住民の主体的なまちづくりを支援し、ともに住民自治を実現します。

政策と施策の体系

⑬ 〰再発見、近江日野の歴史と文化に愛着と誇りを
持てるまちづくり

- (39) まちのたからの再発見と情報発信を進める
- (40) 日野にいきづく伝統文化・芸能を継承し保存する
- (41) 日野の歴史資産を保全し活用する

○日野町には、先人が残した歴史や文化などさまざまな「資源」や「たから」があります。現在は地域に埋もれ、眠っている「たから」を再発見し、その情報を全国・世界へ積極的に発信するとともに、住民の知恵と力につなげ、「進取のまちづくり」を進めます。(39)

○地域の歴史や風土の中ではぐくまれてきた伝統文化の学習と啓発、保存と継承を進めます。(40)

○地域とともに、文化財・史跡・歴史的建造物・歴史的景観等を保全し、まちづくりへの活用を進めます。(41)

歴史資産：「歴史遺産」という表現があるが、「歴史遺産」はすでに歴史財産としての価値が認識されたものの表現と思われる。当施策では、まだ価値が認識されていない財産も「たから」として育てていくとの方向性があることから、広く捉えられる「歴史資産」という表現を使用する。

⑭ 誰もが学びあえるまちづくり

- (42) 学びを大切に生涯学習を進める
- (43) ひととまちを育てる社会教育を進める
- (44) ひととまちが輝く社会体育を進める
- (45) 図書館を拠点とした学びの輪を広げる

- 豊かな人間性をはぐくむために、住民が“いつでも、どこでも、誰でも”学ぶことができるよう公民館や図書館を拠点とした学習機会の充実を図り、社会教育施設や関係団体とのネットワーク化などを進めます。(42)(45)
- 個人や家庭、地域において、自らが社会的な問題や課題を発見し、学び、それを取り組みにつなげるなど教育力の向上とともに社会教育団体の活性化を図ります。(43)
- 競技スポーツの振興とともにスポーツに親しむ社会体育の充実を図っていきます。(44)

生涯学習：住民一人ひとりが充実した人生を送ることをめざして生涯にわたって行なう学習のこと。

社会教育：住民一人ひとりが暮らしのなかで感じている生活の課題や地域の課題について、学習をする（体育やレクリエーション含む）ことをはじめとして、身近な暮らしの場で協力共同して取り組み、住民相互の関係や活動を発展させること。

*生涯学習は「個」を基準と考えられることが多いのに対して、社会教育は「集団」を基準で考えることが多い。

⑮ 創造の文化がいきづくまちづくり

- (46) 多様な文化・芸術活動の創造と享受を進める
- (47) 歌声がひびきあうまちづくりの輪を広げる
- (48) みんなで支えあい次代に対応した公民館・地域づくりを進める
- (49) 市民・団体活動やボランティア活動をはぐくみ活性化
- (50) 住民の自治活動を活発にする

- 文化・芸術の講座や教室の開講、講演会や音楽会の開催、情報提供等の充実を図ります。住民の自主的な活動の普及と各団体やサークル同士の交流を進めるなど、文化活動の向上を図ります。(46)
- 日野町の特色であり、誇れる合唱をまちづくりの1つの柱として取り組みを進めます。(47)
- 住民が学びあい、自らまちや文化を創造していく取り組みを進めます。(48)(49)(50)

⑯ 出会いと発見、私たちが考えつくる進取のまちづくり

- (39) まちのたからの再発見と情報発信を進める【再掲】
- (48) みんなで支えあい次代に対応した公民館・地域づくりを進める【再掲】
- (49) 市民・団体活動やボランティア活動をはぐくみ活性化【再掲】
- (50) 住民の自治活動を活発にする【再掲】
- (51) 一人ひとりの参画とみんなの協働でまちの運営を進める
- (52) 一人ひとりが町への関心を高め、みんなで情報を共有する

- 現在は地域に埋もれ、眠っている「たから」を再発見し、その情報を全国・世界へ積極的に発信するとともに、住民の知恵と力につなげ、「進取のまちづくり」を進めます。(39)
- 住民自らが行うコミュニティ活動を支援し、助けあい、支えあうコミュニティづくりを進めます。また、公民館等の既存施設の有効活用など、さらなる活動・交流の場の創出と住民活動等の支援を進めます。(48)
- 誰もがまちづくりの主役となれるよう、各種団体やNPOなど地域のさまざまな主体の活動を支援するとともに、まちづくりの指導者やボランティアの育成など、学びと活動の活性化を進めます。また、地域やさまざまな団体、企業との関係を協働の視点から取り結ぶ方策を構築し、社会的課題の解決に取り組みます。(49)(51)
- 自治会のあり方の検討とともに、住民自治を高めるための地域課題について、住民が自ら発見し、学び、取り組んでいくまちをめざします。(50)
- 地域での人と人とのつながり（きずな）をはぐくみ、身近な課題を自由に話しあうことにより、地域の力を活かした課題解決能力を高めていきます。また、これらの課題解決の取り組みをもとに、総合的な協働や支援の方策を検討し取り組みます。(51)
- 的確に、必要な情報が住民の手に入るように、行政の情報を分かりやすく発信していきます。(52)

【まちづくりの課題】

住民が主人公の自治のまちづくりを進めるため、高度化・複雑化する社会の変化に対応するとともに、住民のためのひらかれた行政を推進することが必要です。

持続可能な行政運営と財政運営を図るため、予算の編成や評価の仕組みづくりに取り組むことが必要です。

【めざすべき方向性】

- 住民が主人公の自治のまちづくりを進めるための仕組みづくりに取り組みます。
- 自治の力を高めるための、行政職員の能力向上に取り組むとともに、行政組織の活力の向上を図ります。
- 持続的なまちづくりを進めていくための財政運営に取り組みます。

政策と施策の体系

自治をかなえる町の運営を進める

- ①住民とともに自治をかなえる町の運営の仕組みづくりを進める
 - ②地域とともに「自治の力」を支える組織の活力を高める
 - ③まちづくりを支える健全な財政運営を進める
- 行政の役割を明らかにし、住民一人ひとりが自治の意識を高め、住民自治の実現を確実なものにするための仕組みやルール（条例等）づくりを、住民主体で進めます。①
 - 情勢の変化に対応できるよう効率的で効果的な町政運営の方法や行政職員の能力の向上に取り組む、行政組織の活力を高めます。②
 - 持続的なまちづくりを進めるためには、財政の運営を切り離すことはできません。住民との行財政情報の共有化と共通理解をまちづくりの基盤として、収入に見合った支出の徹底や増収について検討し、実施します。③
 - 行政評価など、町政運営の適切な進行管理の方法を検討し、実施していきます。②③



第3部 基本計画
